

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和35年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験)</p> <p>第13条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 戸籍抄本又は<u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(再交付等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の規定による申請は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 合格証の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更を生じた場合にあつては、戸籍抄本又は<u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(試験)</p> <p>第13条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 戸籍抄本又は<u>戸籍に記載した事項に関する証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）又は同法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下「住民票記載事項証明書」という。））</u></p> <p>(再交付等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の規定による申請は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 合格証の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更を生じた場合にあつては、戸籍抄本又は<u>戸籍に記載した事項に関する証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則第13条第2号及び第16条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に提出する書類について適用し、同日前に提出した書類については、なお従前の例による。